

関東小松同窓会会則

総則

第1条 本会は関東小松同窓会と称する。

第2条 本会は「小松同窓会」の支部組織として、会員相互の親睦を図り、敬愛協力を以て母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員相互の親睦に関する事業
- 2、母校の発展に寄与する事業
- 3、その他必要な事業

組織

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1、正会員 旧石川県立小松中学校、旧石川県立小松高等女学校、旧小松市立高等女学校、及び石川県立小松高等学校の卒業生並びに本校に在籍した者で、関東圏に在住もしくは勤務する者
- 2、特別会員 母校職員経験者で関東圏に在住もしくは勤務する者

役員

第5条 本会は会務を処理するために次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------|
| 1、相談役 | 若干名を置くことができる |
| 1、名誉会長 | 1名を置くことができる |
| 2、会長 | 1名 |
| 3、副会長 | 若干名 |
| 4、監事 | 若干名 |
| 5、会計 | 若干名 |
| 6、学年幹事 | 各学年ごと若干名 |
| 7、総会幹事長 | 1名 |

第6条 本会の役員の選出方法は次の通りとする。

- 1、相談役及び名誉会長は、幹事会において選出する。
- 2、会長、副会長、監事、並びに会計は、幹事会において推薦し総会にて選出する。
ただし、推薦後、総会までに期間のある場合は、暫定的にその期間については選出されたものとしその職にあたる。、
- 3、学年幹事は、各卒業期ごとに選出され幹事会にて承認する。
- 4、総会幹事長は、総会開催担当卒業期の互選により選出する。

第7条 本会の役員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。
なお、欠員の補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会の役員の職務は次の通りとする。

- 1、相談役及び名誉会長は、会長の諮問に応ずる。
- 2、会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3、副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 4、監事は、本会の会計を監査する。
- 5、会計は、本会の会計を掌る。
- 6、学年幹事は、幹事会の構成員として本会の運営を行い、また、各卒業期の円滑な連絡ととりまとめを行う。
- 7、総会幹事長は、担当総会を統括する

第9条 本会は会長の委嘱により若干名の顧問、参与、補佐を置くことができる。
顧問、参与、補佐は本会の運営に協力助言する。

会議

第10条 本会は次の会議を設ける。

- 1、総会
- 2、幹事会

第11条

- 1、本会は3年に1回定期総会を開催し、会務の報告並びに役員の選出、予算案決算報告、その他重要事項を審議決定する。また、幹事会において必要と認めた時は、臨時に総会を開催することができる。
- 2、緊急やむをえない場合は、幹事会をもって総会に代えることができる。

第12条 本会は必要に応じて幹事会を開催し次の事項を行う。

- 1、総会の決定に基づいて会務の円滑な運営を図る。
- 2、総会に提出する議案を作成する。

第13条 総会並びに幹事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

会計

第14条 本会の経費は会費及び寄付金その他によって賄う。
本会の会計年度は、3年に1度の定期総会毎に決算し報告する。

附則

第15条 本会の会員は氏名、住所、その他異動があった場合は、ただちに学年幹事に連絡しなければならない。

第16条 本会の会則は幹事会によって議決され、総会に報告される。

第17条 本会会則を実施するに必要な細則は別に定める。

第18条 本会会則は1979年9月22日から施行する。

改定 1991年6月1日

改定 2007年10月27日

改定 2019年10月1日